

避難判断ガイドライン  
(洪水・土砂災害・高潮編)

-避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例-

令和4年12月  
兵庫県



## 目 次

1	ガイドライン作成の趣旨・経緯	1
2	避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成例	3
	（1）避難情報の発令等に関する留意事項	
	（2）避難情報の発令予告	
	（3）避難行動要支援者への対応	
3	洪水編	7
	◇ 洪水に関する避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例	18
4	土砂災害編	23
	◇ 土砂災害に関する避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例	33
5	高潮編	39
	◇ 高潮に関する避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例	48



## 1 ガイドライン作成の趣旨・経緯

避難判断ガイドライン（以下、「県ガイドライン」という。）は、各市町が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令基準や伝達方法等を検討するにあたり参考とすべき事項について、内閣府（防災担当）が作成した「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新）」（以下、「国ガイドライン」という。）の「4. 発令基準例」、「5. 情報伝達例」などの内容を補足し、市町が行うマニュアル作成の検討手順の具体的内容や作成例等をまとめたものである。

県はこれまで「避難判断のガイドライン（平成24年4月）」を策定・改定してきたが、避難情報に関する説明、発令基準例の考え方などの全国的な共通項目が国ガイドラインの内容を活用できることに加え、避難情報の発令に関する基準・手順等が全ての市町で概ね策定されていることから、今般、国ガイドラインと一体的に活用する県ガイドラインとして、避難情報の発令判断・伝達に関する部分を中心に再整理することとした。

各市町が避難情報の発令対象区域や伝達方法等を検討するにあたり、参照すべき事項を取りまとめたものを「洪水編」、「土砂災害編」、「高潮編」として示すとともに、「避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例」を設けた。

各市町が避難情報の発令・伝達を行うにあたっては、県ガイドラインを活用し、地域の実情を踏まえた運用をされたい。

※県ガイドラインに「津波編」を設けていないのは、①避難情報の発令時機が、津波注意報、津波警報、大津波警報の発表時等と明確であること、②避難情報の発令区域は、津波情報等で発表される予想津波高に応じた浸水想定区域が基本となること、③津波時の避難情報は他の災害と異なり、基本的には警戒レベルを付さない「避難指示」のみであることなどから、国ガイドラインの内容で充足されていると考えられるためである。

ガイドラインの策定経緯		
	国（内閣府（防災担当））	県
平成17年	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン ・平成16年の一連の災害で、多数の要配慮者が亡くなったこと、避難勧告等の発令躊躇等を踏まえ、避難勧告等の発令基準、避難すべき区域の設定の具体的な考え方を示したガイドラインを策定	
平成24年		避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（水害・土砂災害編） ・H21の佐用町をはじめとした水害等を受け、H17国ガイドラインを参考に市町の具体的かつ実践的なマニュアル作成を支援するガイドラインを策定
平成26年	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改定 ・東日本大震災や平成21年の兵庫県佐用町における避難途中での被災の教訓等を踏まえた改定	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（水害・土砂災害編）」改定 ・H26国ガイドライン改定内容の反映
平成27年	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」改定 ・平成25年の伊豆大島、平成26年の広島市の大規模な土砂災害等における避難勧告等の発令躊躇等を踏まえた改定	
平成28年		避難判断のガイドライン（水害・土砂災害編） ・H27国ガイドライン改定内容の反映 ・各市町がマニュアルを作成する際や実際の避難情報の発令にあたって参考とすべき事項を記載するなどを改定 ・ガイドライン名を変更
平成29年	避難勧告等に関するガイドライン ・平成28年台風第10号による水害での要配慮者の避難に関する課題等を踏まえた改定 ・“避難行動・情報伝達編”、“発令基準・防災体制編”に分冊	「避難判断のガイドライン（水害・土砂災害編）」改定 ・H29国ガイドライン改定内容の反映 ・災害時要援護者（要配慮者）対策、社会福祉施設への対応等についての記載を充実させるなど
平成31年	「避難勧告等に関するガイドライン」改定 ・平成30年7月豪雨等による水害等での様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であった等の課題を踏まえた改定	避難判断のガイドライン（水害・土砂災害・高潮編） ・H31国ガイドライン改定内容の反映 ・平成30年台風第21号での高潮災害を踏まえ、H29国ガイドラインを参考に高潮編を追加
令和2年		「避難判断のガイドライン（水害・土砂災害・高潮編）」改定 ・「兵庫県災害時における居住者避難行動に関する検討会」においてとりまとめられた内容等を踏まえ改定
令和3年	避難情報に関するガイドライン ・令和元年台風第19号等による災害での課題を受け、令和3年に改正された災害対策基本法の内容を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を見直し、「避難情報に関するガイドライン」として改定	
令和4年	「避難情報に関するガイドライン」更新 ・令和4年6月には、キキクル（危険度分布）「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合に伴い、発令基準例の一部などを更新 ・令和4年9月には、警戒レベル1「早期注意情報」に高潮が追加されたことなどに伴い、一部内容を更新	避難判断ガイドライン（洪水・土砂災害・高潮編） ・「避難情報に関するガイドライン」の策定を受け、これまでの県ガイドラインの内容を整理

表 国と県のガイドラインの策定経緯

## 2 避難情報の発令判断・伝達マニュアルの作成例

### (1) 避難情報の発令等に関する留意事項

市町長は、住民の安全を確保するため、空振り（避難情報を発令したにもかかわらず、結果的に避難をするほどの災害が発生しなかった場合）をおそれず、適時適切に避難情報を発令する必要がある。このため、災害の特性、収集した情報等を踏まえつつ、情報を発表した气象台や関係機関等と緊密に情報交換を行い、時機を逃さず、避難を要する区域を明確にして、避難情報を発令する必要がある。

以下に、避難情報の発令等の際し、特に留意すべき事項を示す。

- ① 災害発生時の対処にあたっては、市町長、副市町長、防災担当部局長など幹部職員の判断と行動が非常に重要であることから、国が示している「市町村長による危機管理の要諦」を十分に踏まえ、初動対応に万全を期すこと
- ② 市町長が不在で、かつ、連絡がとれない場合は、直ちに次順位の者が避難情報を発令することができるよう、あらかじめ委任順位を明確にしておく必要がある
- ③ 市町は、气象台、河川管理者等が発表する気象情報や水位情報のほか、近隣の災害等の情報収集を行うなど、広域的な状況把握に努める
- ④ 自然現象は、これまでの経験や想定以上の事象が発生する場合もあることから、(ア)堤防の異常や破堤の前兆現象、(イ)巡視等により自ら収集する現地情報、(ウ)レーダー観測でとらえた強い雨域、(エ)避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難等）など、数値等で明確にすることが難しいものも含めて、総合的に判断する必要がある
- ⑤ 同一災害で同じタイミングで発令される避難情報であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状况等により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合があることに留意する必要がある
- ⑥ 避難行動要支援者の被災を防ぐためには、指定緊急避難場所までの移動時間及び避難方法等を考慮し、避難を早期に完了させる必要がある  
また、避難が夜間になるおそれがある場合には、日没前に避難を完了できるように避難情報を発令するなどの配慮が必要となる。指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するように伝達する必要がある

- ⑦ 避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導にあたっては、時間帯や気象状況を十分考慮し、発令予告を活用するなどし、時間的余裕を持って適切に行うこと。「高齢者等避難」の伝達時に、避難行動要支援者が避難を始める段階であることを確実に伝達する必要がある
- ⑧ 専門家等の意見や助言、河川管理者、海岸管理者等からの情報提供、予測システム等の情報から、避難情報の発令判断の参考とすることも有効である
- ⑨ 台風等の接近に伴い、暴風警報が発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になるタイミングよりも前に避難を完了できるよう、早めの判断を行う必要がある
- ⑩ 夜間や道路冠水など、避難時において既に危険な状況が生じている場合には、避難場所への避難にこだわらず、自宅等での待避や垂直避難など、状況に応じたより安全な避難方法の周知に努める必要がある
- ⑪ ダムの洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする異常洪水時防災操作（ただし書き操作）の開始予定の通知がダム管理者から伝達された場合等は、ダム管理者から伝達される放流情報等をもとに避難情報を発令する
- ⑫ 避難情報に対する住民からの問い合わせに適切に対応できるよう、電話窓口の増設やホームページのミラーサイト設置などの体制整備に努める
- ⑬ 適切な安全確保行動をとれるよう、日頃から住民に対し避難情報や気象情報等の意味を周知するとともに、ハザードマップ等により災害リスクを把握できる情報の提供に努める。また、避難情報の発令前であっても、気象や現場の状況など、住民が適切な避難行動をとる上で必要な情報を、きめ細かくタイムリーに提供するよう努める
- ⑭ 自宅が安全な場所にあるなどの理由から在宅避難を行う住民に対しても、ライフラインや物流の停止に備えて、十分な量の水、食料、生活用品等をあらかじめ確保するよう啓発することや、ローリングストックの推進などの広報に努める



## (2) 避難情報の発令予告

台風の接近等に伴い、段階的に気象注意報・警報等が発表されることが見込まれる場合等は、より安全をめざして避難情報の発令予告を行うことで、住民等の心構えを高め、避難への備えを促し、早めの避難行動につながることを期待できる。

### ① 発表タイミング例

- ・台風等による災害のおそれについて、より一層の警戒を呼びかけるために行われる大阪管区気象台と近畿地方整備局等の共同会見後
- ・神戸地方気象台が開催する台風説明会後
- ・気象台情報や河川の氾濫予測情報から得られた予測等から、今後、避難情報を発令する可能性があるタイミングの数時間前

### ② 伝達方法例

- ・防災行政無線、ひょうご防災ネットなど PUSH 型の伝達手段で実施

### ③ 発表内容例

以下を参考に、住民が避難行動を準備、検討するために必要な情報を分かりやすく伝える。

- ・今後の気象状況によっては、避難指示等の避難情報を発令する可能性があること
- ・避難情報の伝達方法に関すること
- ・ハザードマップ（浸水想定区域、浸水深、土砂災害警戒区域等）や周辺の危険箇所  
所の再確認を行うこと
- ・指定緊急避難場所、避難経路、避難を開始するタイミングを確認すること
- ・自宅が安全な場所にある場合でも、停電や断水等に備えること

## (3) 避難行動要支援者への対応

市町は、避難情報を発令したときは、個人情報管理に留意しつつ、避難支援等を実施するために必要な範囲内において、避難支援等を実施する関係者に対して要支援者の名簿情報を提供し、迅速、的確な避難行動が行えるよう取り組む。

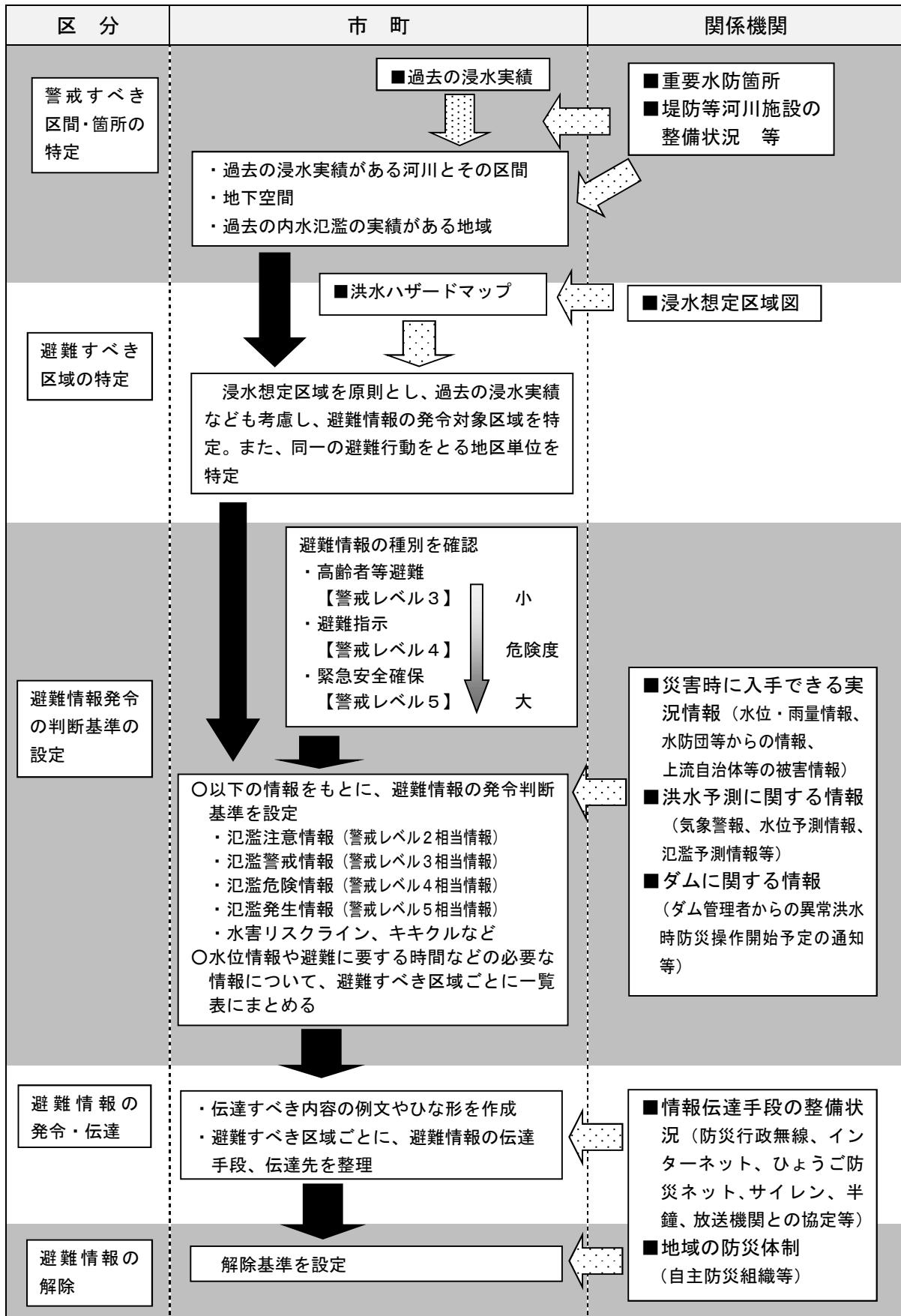
また、個別避難計画などの避難支援方策を計画的かつ着実に推進していく必要がある。



# 〈 洪水編 〉

## 検討手順

市町が、マニュアルを作成するにあたっての検討手順は下図のとおり。



## 1 警戒すべき区間・箇所の特定（国ガイドラインP47等を参照）

市町は、過去の浸水実績等を踏まえつつ、住民避難を要する洪水の発生を警戒すべき河川の区間・箇所（破堤・越水等が想定される箇所など）を特定し、表に整理する。

また、河川整備基本方針に基づく整備が完了している河川は少なく、堤防護岸が低い場所、河川断面の小さい箇所、橋脚によって流水が阻害されている箇所などがあることに留意する。水門・排水ポンプ等の河川構造物は河川への水の出入りを制御しているため、施設が正常に機能しているか監視することも必要となる。このため、以下の点についても留意し、災害の起こる危険性のある箇所を事前に把握する。

- ① 堤防高が低い箇所や河川の幅が狭い箇所（重要水防箇所等）、橋梁の形状（水位上昇時に流水を阻害する可能性のある橋梁等）など、外水氾濫の原因となりうる河川の整備状況や施設の設置状況を把握する。
- ② 過去の災害の降雨量と水位の変化などから、上流に降った雨が当該市町に到達するまでの時間や水位上昇の応答特性、災害発生危険の高まる降雨量等、対象とする河川の特性を十分把握する。また、同一河川においても、上流や下流などの場所によって条件が大きく異なり、同じ雨量でも水位上昇の幅や時間が違うなど応答特性の違いがあることについても留意する。
- ③ 当該市町より上流の市町等で氾濫した水が居住地側（堤内地側）から流下してくる場合など、被害の広域性にも留意する。
- ④ 河川の氾濫域内の地下、半地下の空間にも留意する。
- ⑤ 内水排水施設の排水能力、過去の実績から、どの程度の雨量になれば内水氾濫の危険があるのか、本川の水位がどうなれば水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられるのかなどを把握する。
- ⑥ 防災上重要なため池については、事前に位置や状況、施設管理者との連絡体制などを把握するとともに、氾濫想定などについても留意する。

表1 警戒すべき区間・箇所一覧

河川名 (内水氾濫地域)	管 理 者			警戒すべき 区間・箇所	留意点・危険箇所等
	機関名	担当課	電話番号 (昼間) (夜間) FAX番号		
〇〇川	〇〇〇	△△△	×××- ××	〇〇市◎◎町××地内 ～□□地内〇〇大橋	〇〇大橋直上流で××川と合流。 水位〇mにより水門閉鎖 〇〇大橋の橋脚により流水阻害
				〇〇市××町〇丁目 ～□□町〇丁目	昭和〇〇年〇月洪水により ××町、□□町全域が浸水 □□町〇丁目 重要水防箇所

※ハザードマップなどを併用し、情報を視覚的に整理することが望ましい

<参考とすべき情報と入手先>

事 項	参考情報	把握事項	情報の入手先
洪水実績	過去に浸水があった区域を表示した浸水実績図	浸水実績区域	河川国道事務所、県土木事務所、市町担当課
	水害時に撮影された航空写真	浸水実績区域	河川国道事務所、県土木事務所、市町担当課、報道機関
	被害が発生した洪水等の際の河川の水位や気象の状況	水位、気象状況	河川国道事務所、県土木事務所、神戸地方気象台、県河川整備課、市町担当課
河川の特 性	上流に降った雨の状況や水位上昇の応答特性	上流の降雨量・水位 水位上昇の 応答特性	河川国道事務所、県土木事務所、神戸地方気象台、県河川整備課、市町担当課
	災害発生の危険が高まる降雨量	降雨量、水位、 時間	河川国道事務所、県土木事務所、神戸地方気象台、県河川整備課、市町担当課
	異常洪水時防災操作への移行	放流情報	河川国道事務所、県土木事務所、神戸地方気象台、県総合治水課、市町担当課
浸水想定	浸水想定区域図	浸水想定区域	河川国道事務所、県土木事務所、県総合治水課、市町担当課
	洪水ハザードマップ	浸水想定区域	市町担当課
	治水地形分類図（治水対策を目的に、地形分類、河川工作物等を盛り込んだ地図）	治水地形分類	河川国道事務所、国土地理院
被害の 広域性	上流の市町で氾濫した水が居住地側（堤内地側）から流下してくる場合の浸水想定図	浸水想定区域	上流の市町
河川管理 施設	河川管理施設の状況	重要水防箇所、堤防整備状況、水門・樋門の位置等	河川国道事務所、県土木事務所、県河川整備課、県総合治水課、市町担当課
内水氾濫	内水排水施設の排水能力	降雨量、水位	県下水道課、県土木事務所、市町担当課
	内水氾濫が発生した際の浸水実績や雨量の状況	気象状況、 水位	河川国道事務所、県土木事務所、神戸地方気象台、県河川整備課、市町担当課
	水門を閉鎖する場合の水位	地点名、水位、 措置	水門管理者
	排水機場での停止等措置の水位	地点名、水位、 措置	排水機場管理者

事 項	参考情報	把握事項	情報の入手先
外水氾濫	堤防の弱部や周囲に比べて低い箇所	地点名、左右岸の別、堤防高	河川国道事務所、県土木事務所、県河川整備課、市町担当課
	橋りょうの形状（水位上昇時に流水を阻害する橋りょう）	地点名、橋りょう名、障害発生水位	橋りょう管理者
	外水氾濫の原因となりうる施設の把握	施設名、要因、状況	河川国道事務所、県土木事務所、県河川整備課、市町担当課
その他	土砂災害警戒区域等避難の障害となるものの位置図	障害となるものの位置	県砂防課、県土木事務所、市町担当課
	防災上重要なため池の位置や諸元の把握	ため池名、位置等	県農地整備課、施設管理者、県土地改良事務所（センター）、市町担当課
	高潮浸水想定区域図	浸水想定区域	河川国道事務所、県土木事務所、県港湾課、市町担当課

（注）各情報は、情報の入手先の1箇所では全て揃わないことがある

## 2 避難すべき区域の特定

調査した警戒すべき区間・箇所にに基づき、浸水想定区域図（ハザードマップ）等を参考に避難すべき区域を以下の方法で具体的に設定し、表に整理する。

浸水想定区域図作成済の河川は、浸水すると想定されている区域を基本に、浸水想定区域図のない水路等は、過去の浸水実績や、土地の高低（地図情報）等をもとに、浸水が想定される区域を把握したうえで、下記の点に留意して設定する。

- ・過去に浸水した実績がある区域
- ・家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域
- ・周囲の浸水等により孤立するおそれのある区域
- ・ライフライン等の途絶が発生するおそれがある区域
- ・浸水深や流速により浸水時の歩行が困難な区域  
（河川管理者等が流速に関する情報を提供している場合）
- ・地下鉄、地下街等の地下空間

設定にあたっては、以下の手引き等を活用することも考えられる。

「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（第2版）」

（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課（平成30年12月））

また、避難すべき区域については、区域を地区界（町、丁、大字、小字）、学校校区（小学校・中学校）、自主防災組織、町内会等の単位で設定した後、必要に応じて河川、高速道路、大きな道路、鉄道等住民にわかりやすいもので地区を分割し、区画を定める。

大雨警報（浸水害）や洪水警報の危険度分布が1kmメッシュで表示されるようになってきたことから、いざというときに迅速に避難情報が発令できるよう、平時から1kmメッシュ毎に地区名、対象世帯、人数を整理しておくことも考えられる。

水害は自然現象であり、想定を上回る災害や過去の浸水実績を超える浸水の発生など、

不測の事態等も考えられる。このため、より安全を重視して避難すべき区域を定める必要がある。

決壊や越水・溢水等により災害発生情報を発令する場合にも、上記避難情報の発令対象区域と同様の、決壊や越水・溢水、堤防からの漏水等が発生した場所を含む事前に設定した区域を発令対象区域とする。

表の記載にあたっては、各区域の災害の様相等をわかりやすくするため、堤防からの最短距離や想定浸水深等を明記する。

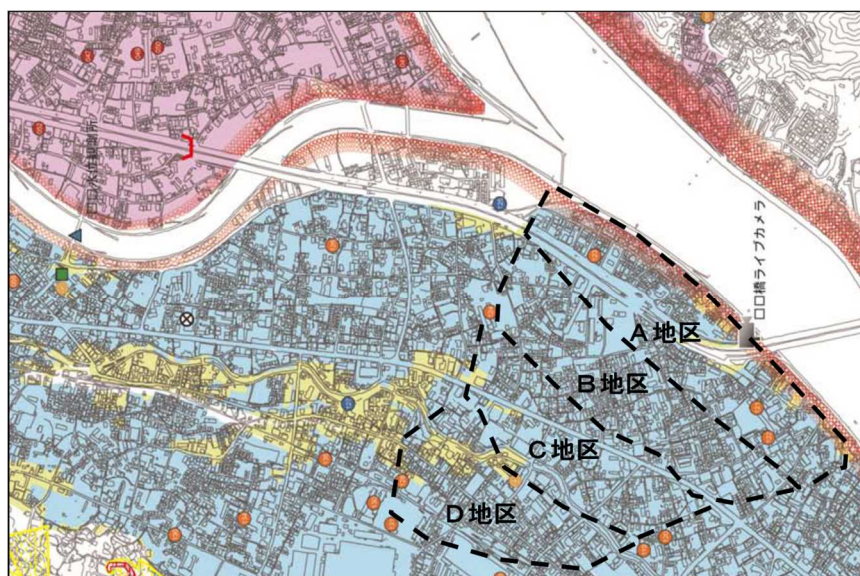
表2 避難すべき区域一覧

前頁に基づき、下表のとおり整理する。

河川名		〇〇川		
避難すべき区域		災害の様相等	特記事項	(警戒すべき区間・箇所)
A地区	〇〇市●●町 ■地域	想定浸水深：3.0m以上 堤防からの最短距離：30m	避難場所までの道が狭小 暗所も多く注意が必要 避難場所までの距離 (最長：600m) 浸水想定区域図作成条件 〇〇川：1/100 (想定降雨◇◇mm/〇時間)	〇〇市●●町 ××地内～ □□地内 △△大橋
B地区	〇〇市 字〇△地域	想定浸水深：0.5～3.0m 堤防からの最短距離：150m	避難場所までの距離 (最長：1,000m) 浸水想定区域図作成条件 〇〇川：1/100 (想定降雨◇◇mm/〇時間)	〇〇市●●町 ◎丁目～ □□町△丁目
C地区	〇〇市●●町 △丁目～ 〇〇町××丁目	想定浸水深：0.5～3.0m 堤防からの最短距離：350m	避難場所までの距離 (最長：800m) 浸水想定区域図作成条件 〇〇川：1/50 (想定降雨◇◇mm/〇時間)	〇〇市●●町 ××地内～ □□地内 △△大橋

※ハザードマップ等を併用し、情報を視覚的に整理することが望ましい

<区域設定イメージ>





### 3 避難情報発令・解除の判断基準の設定（発令基準例は国ガイドラインP50等参照）

#### (1) 発令・解除タイミングについての基準の設定

河川の増水時における避難情報の発令基準については、洪水予報河川及び水位周知河川、それ以外の中小河川・水路等に分けて設定する。

基準の設定にあたっては、住民、特に避難行動要支援者の避難に要する時間を十分考慮し、河川水位などの具体的な数値基準を設定することを基本とし、実際の発令においても時機を逃さず発令する必要がある。

避難情報の発令基準については、水位の実況値を基本的な判断材料としつつも、急激な水位上昇をとらえて前もった対応ができるようにすることや、氾濫発生の前に一定の猶予時間を確保するために、その後の水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせることが有効であることから、県が提供する河川情報システム（氾濫予測システムなど）の情報等に留意し、提供される水位予測を活用して、その後の水位上昇のおそれを把握し、発令の判断材料とすることが必要である。

なお、被災のおそれのある時の河川状況や、破堤、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて、避難が必要な地域やリードタイムが異なることから、想定される災害規模が大きくなるほど避難情報の発令対象地域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。また、降雨の状況や橋梁部での流木や土石の堆積等により、想定以上の水位上昇速度になる場合もあるため、注意が必要である。

避難情報の発令は、住民の安全を確保するうえで重要な措置である一方、住民の生活や社会活動等への影響が大きいため、災害発生の危険性や降雨の状況等を踏まえて的確に避難情報の発令解除を行うことができるよう、事前に解除の基準を定めておく必要がある。

#### (2) 避難情報の発令区域一覧表の作成

迅速・的確な発令に資するため、水位情報や避難に要する時間等について、避難すべき区域ごとに一覧できるよう、あらかじめ表に整理する。

表3 避難情報の発令区域一覧

水位観測地点			水位情報				避難すべき区域 (避難情報発令区域)	避難に要する時間		避難情報 連絡先	避難所 (連絡先)	特記事項
河川名 地点名	所在地	観測実施 機関	氾濫危険 水位 (危険水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)		避難行動 要支援者 (分)	一般 住民 (分)			
〇〇川 ●● 観測所	■■市 □□	△△△	〇〇m	××m	△△m	■■m	■■市 〇〇町全域	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者・ 避難支援者 (別表)	〇〇小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：最高2m以上 堤防からの最短距離：30m 〇〇地点重要水防箇所 S〇〇年〇月大雨全域浸水
							■■市△△町 〇丁目～●丁目	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××公民館 (XX-XXX)	想定浸水深：最高2m 堤防からの最短距離：150m S〇〇年〇月大雨〇戸浸水
〇〇川 ▲▲ 観測所	◎◎町 □□□	△△△	〇〇m	××m	△△m	■■m	【重点避難区域】 ■■町▲▲地区	〇〇分	〇〇分	区長 特別養護老人ホーム	△△福祉 センター (XX-XXX)	想定浸水深：最高1m 堤防からの最短距離：350m △△大橋地点重要水防箇所
							【重点避難区域】 ■■町◎◎地区	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：最高2m 堤防からの最短距離：150m S〇〇年〇月大雨〇戸浸水
							■■町××地区	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者・ 避難支援者 (別表)	△△中学校 (XX-XXX)	想定浸水深：最高1m 堤防からの最短距離：350m

### (3) 発令にあたって確認すべき情報

避難情報の発令にあたっては、その時点での気象や水位の状況はもとより、数時間先までの推移についても、気象庁HPや県河川情報システム等の具体的な予測情報を確認する必要がある。

#### 【参考情報例】

- ・気象庁（キキクル（洪水警報・大雨警報（浸水害）の危険度分布）、流域雨量指数、今後の雨など）
- ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン（市町村向け））
- ・フェニックス防災システム（県河川情報システム（氾濫予測システム））

## 4 避難情報の発令・伝達（具体的な伝達例等は国ガイドラインP104等を参照）

### (1) 避難情報の発令

市町長は、住民の安全を確保するため、空振り（避難情報を発令したにもかかわらず、結果的に避難をするほどの災害が発生しなかった場合）をおそれず、適時適切に避難情報を発令する必要がある。このため、水害の特性、収集した情報等を踏まえつつ、情報を発表した気象台や河川管理者等と緊密に情報交換を行い、判断基準に基づき時機を逃さず、避難を要する区域を明確にして、避難情報を発令する。

また、市町長が不在で、かつ、連絡がとれない場合は、直ちに次順位の者が避難情報を発令することができるよう、あらかじめ委任順位を明確しておく。

### (2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じて必要な情報を加えるとともに、避難行動をイメージできる情報や現況の危険度合いを示す情報を提供し、住民がとるべき行動を短時間で理解できるよう、できる限り簡潔かつ、わかりやすい言葉で伝達例文を作成しておく。

また、事態が切迫している場合は、市町長が避難情報の発令に合わせ防災行政無線で直接的に避難を呼びかけることや、命令口調で呼びかけることも有効である。

#### <基本的な伝達事項>

- ①緊急放送の旨（緊急放送！緊急放送！、警戒レベル4！警戒レベル4！等）
- ②発令者（こちらは防災〇〇市（町）です。等）
- ③避難すべき理由（〇〇川が氾濫するおそれが高まったため、等）
- ④対象地域（〇〇地区の浸水想定区域に対し、等）
- ⑤避難情報の種類（警戒レベル4「避難指示」を発令しました。等）
- ⑥対象者（〇〇地区の浸水想定区域にいる方は、  
ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる方は、等）
- ⑦避難場所（避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅等に、等）
- ⑧避難の時期・時間（今すぐ避難してください。等）
- ⑨住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難してください。避難が困難な場合は、自宅や近くの安全な建物の少しでも浸水しにくい高い場所へ避難してください。等）
- ⑩避難の経路または通行できない経路（避難路の状況を伝える：「国道〇〇号から〇〇の間は通行止めです」、「〇〇地区内の市道は土砂崩れで通れません。」等）

⑩危険の度合い（河川や堤防等の状況や、発災時期、予想される被災状況などについて「堤防から大量に漏水しています」、「1時間後に道路冠水のおそれがあります」、「〇〇地区において既に浸水が発生しています」等）

**※避難情報に付け加える留意事項**

- ・指定緊急避難場所等へ避難する際は、浸水想定区域内など水害の発生が想定される箇所の通過は避けること。
- ・夜間における豪雨や短時間での強雨など指定緊急避難場所等への避難が困難な場合には、命を守るための最低限の行動として、鉄筋コンクリート等の堅固な建造物の2階以上に避難することを心がけること。  
避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保すること
- ・高齢者や障害者の生活必需品、病人の医薬品など、指定緊急避難場所ではすぐに調達が難しい身の回りの必需品がある避難者には、避難時に最低限必要なものを用意して避難するよう伝達内容に付け加える必要がある。
- ・マスクの着用、マスク・消毒液等をできるだけ持参して避難するよう呼びかけるなど、感染症対策についても留意する。

**(3) 避難情報の伝達方法**

避難情報の確実な住民への伝達と迅速かつ的確な避難行動を図るため、市町は、可能な限り多様な情報伝達手段を組み合わせる必要があり、情報伝達には、例えばサイレンや半鐘など広範囲で聞き取りやすい手段の活用や人的ネットワークによる伝達など幅広く検討する。

発令にあたっては、地域特性に応じた複数の手段を組み合わせる必要があり、あらかじめ伝達方法を表に整理する。

**① 具体的な伝達方法の例**

伝達手段	対象
防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）	対象地域の住民全般（サイレン・半鐘との併用は効果的）
サイレン、半鐘	対象地域の住民全般（あらかじめ、吹鳴のパターンを定め住民に伝えておく。）
広報車、消防車両	対象地域の住民全般
ホームページ、SNS	対象地域の住民も含めた不特定多数
テレビ、CATV、ラジオ等 （放送機関へ依頼）	対象地域の住民も含めた不特定多数
ひょうご防災ネット	対象地域の住民も含めた登録者
IP告知システム	対象地域の住民（防災行政無線戸別受信機と同様な使い方ができるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要）
緊急速報メール等 （携帯電話のメール機能を活用）	対象地域の住民のほか、緊急速報メールは観光客など一時滞在者にも有効

(その他)

ア 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ・直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気や地域コミュニティ内で醸成しておくことが望ましい。

なお、東日本大震災では消防団員だけでも254人が犠牲となり、近年の風水害においても消防団員、自主防災組織関係者などの犠牲者が生じている。避難の呼びかけにおいても、各自の安全確保を図ることがまず第一であることに十分留意すべきである。

イ 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険・障害福祉サービス事業者、障害者団体、社会福祉施設等の福祉関係者への伝達を行う。

## ② 留意事項

### ア 事前に留意しておくべき事項

- ・防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。
- ・防災行政無線など情報伝達機器については、受信機の電池確認やバックアップ電源の設置を個別に行うなど、災害時の機能維持に留意する必要がある。

### イ 伝達時に留意すべき事項

- ・情報伝達の確実性を高めるため、防災行政無線や広報車のアナウンスは繰り返し発信する。
- ・なお、PUSH型からPULL型に誘導する場合、例えば市町のホームページの活用にあたっては緊急時のアクセス増によりサーバーがダウンしないよう回線増設等の対応の検討や、民間事業者と協定を締結し、災害時のミラーサイトを設置するなど、市町に問い合わせが殺到しないよう工夫する必要がある。
- ・市役所・町役場、支所等でも電話による問い合わせ担当職員を配置する。

### ウ 避難行動要支援者への情報伝達に関する事項

- ・要支援者については、本人はもとより、避難支援者等にも確実に必要な情報を伝達し、迅速に避難支援を行うことが肝要である。
- ・要支援者への情報伝達にあたっては、例えば聴覚障害者には視認できる伝達手段（携帯メール、FAX、インターネット、CATV等）、視覚障害者には音声による伝達手段（防災行政無線、広報車、コミュニティFM等）を活用するなど、それぞれに応じた手段を活用し、確実に情報が伝わるよう、多重の伝達体制を整備する必要がある。
- ・一人ひとりの要支援者に確実に情報を伝達し迅速な避難につなげるため、対象者名簿を整備のうえ、避難支援者や地域の自主防災組織、情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者やホームヘルパー等の人的ネットワークによる伝達体制を構築するほか、筆談による対応を行うなど、地域の実情や対象者の障害特性等に即したきめ細かな取組・配慮が必要である。（「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」等参照）

表4 避難情報の伝達手段・伝達先

避難を要する区域		発令区分	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保			
伝達先		担当部署	伝達手段	Tel, FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
住民等への伝達	① 防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）					
	② サイレン・半鐘					
	③ 広報車	広報車				
		その他の車両				
	④ 自主防災組織 町内会等	〇〇地区				
	⑤ 福祉関係者	社会福祉協議会				
		〇〇地区民生委員				
		介護保険・障害福祉 サービス事業者				
		障害者団体				
⑥ 避難施設	〇〇公民館					
⑦ インターネット	ホームページ					
	携帯電話サイト					
	IP 告知システム					
⑧ テレビ、ラジオ 等放送機関	テレビ局					
	CATV					
	ラジオ局					
	コミュニティ FM					
⑨ ひょうご防災ネット	登録者					
⑩ 緊急速報メール						
防災関係機関への伝達	⑪ 警察、消防等	警察署				
		消防署				
		消防団				
		その他				
	⑫ 市町関係機関	〇〇学校				
		〇〇センター				
	⑬ 県・国等関係機関	県災害対策課				
		県民局・センター 土木事務所				
		国土交通省河川事務所				

◇ 洪水等に関する避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例

令和〇〇年〇〇月

〇〇市（町）

## 目 次

1	警戒すべき区間・箇所	.....	〇〇
2	避難すべき区域（避難単位）	.....	〇〇
3	避難情報の発令基準	.....	〇〇
4	避難情報の解除基準	.....	〇〇
5	避難情報の発令区域一覧	.....	〇〇
6	避難情報の伝達内容	.....	〇〇
7	避難情報の伝達手段・伝達先	.....	〇〇

## 1 警戒すべき区間・箇所（国ガイドラインP47等を参照）

当市町において、洪水等に関して警戒すべき区間・箇所は次のとおり。

表〇 警戒すべき区間・箇所一覧

河川名 (内水氾濫地域)	管 理 者			警戒すべき 区間・箇所	留意点・危険箇所等
	機関名	担当課	電話番号 (昼間) (夜間) FAX番号		
〇〇川	〇〇〇	△△△	×××- ××	〇〇市◎◎町××地内 ～□□地内〇〇大橋	〇〇大橋直上流で××川と合流。 水位〇mにより水門閉鎖 〇〇大橋の橋脚により流水阻害
				〇〇市××町〇丁目～ □□町〇丁目	昭和〇〇年〇月洪水により ××町、□□町全域が浸水 □□町〇丁目 重要水防箇所

## 2 避難すべき区域（避難単位）（国ガイドラインP47等を参照）

同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）は以下のとおり。

表〇 避難すべき区域一覧

河川名		〇〇川				
避難すべき区域		災害の様相等		特記事項		
A地区	〇〇市●●町 ■地域	想定浸水深：3.0m以上 堤防からの最短距離：30m		避難場所までの道が狭小 暗所も多く注意が必要 避難場所までの距離 (最長：600m) 浸水想定区域図作成条件 〇〇川：1/100 (想定降雨◇◇mm/〇時間)		〇〇市●●町 ××地内～ □□地内 △△大橋
B地区	〇〇市 字〇△地域	想定浸水深：0.5～3.0m 堤防からの最短距離：150m		避難場所までの距離 (最長：1,000m) 浸水想定区域図作成条件 〇〇川：1/100 (想定降雨◇◇mm/〇時間)		〇〇市●●町 ◎丁目～ □□町△丁目
C地区	〇〇市●●町 △丁目～ 〇〇町××丁目	想定浸水深：0.5～3.0m 堤防からの最短距離：350m		避難場所までの距離 (最長：800m) 浸水想定区域図作成条件 〇〇川：1/50 (想定降雨◇◇mm/〇時間)		〇〇市●●町 ××地内～ □□地内 △△大橋
D地区	〇〇市●●町△ 丁目～〇〇町× ×町名	想定浸水深：0.5m未満 堤防からの最短距離：400m		避難場所までの距離 (最長：1,500m) 浸水想定区域図作成条件 〇〇川：1/30 (想定降雨◇◇mm/〇時間)		〇〇市●●町 ◎丁目～□□ 町△丁目



### 3 避難情報の発令基準（国ガイドライン P52 等参照）

- ① 洪水予報河川に関する避難情報の発令基準
- ② 水位周知河川に関する避難情報の発令基準
- ③ 洪水予報河川・水位周知河川以外の中小河川、水路等に関する避難情報の発令基準

### 4 避難情報の解除基準（国ガイドライン P101 等参照）

- ① 洪水予報河川に関する避難情報の解除基準
- ② 水位周知河川に関する避難情報の解除基準
- ③ 洪水予報河川・水位周知河川以外の中小河川、水路等に関する避難情報の解除基準

### 5 避難情報の発令区域一覧

表〇 避難情報の発令区域一覧

水位観測地点			水位情報				避難すべき区域 (避難情報発令区域)	避難に要する時間		避難情報 連絡先	避難所 (連絡先)	特記事項
河川名 地点名	所在地	観測実施 機関	氾濫危険 水位 (危険水位) (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫注意 水位 (警戒水位) (m)	水防団 待機水位 (通報水位) (m)		避難行動 要支援者 (分)	一般 住民 (分)			
〇〇川 ●● 観測所	■■市 □□	△△△	〇〇m	××m	△△m	■■m	■■市 〇〇町全域	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者（別表）	〇〇小学校	想定浸水深：最高2m以上 堤防からの最短距離：30m 〇〇地点重要水防箇所 S〇〇年〇月大雨全域浸水
							■■市△△町 〇丁目～●丁目	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××公民館	想定浸水深：最高2m 堤防からの最短距離：150m S〇〇年〇月大雨〇戸浸水
〇〇川 ▲▲ 観測所	◎◎町 □□□	△△△	〇〇m	××m	△△m	■■m	【重点避難区域】 ■■町▲▲地区	〇〇分	〇〇分	区長 特別養護老人ホ ーム	△△福祉 センター	想定浸水深：最高1m 堤防からの最短距離：350m △△大橋地点重要水防箇所
							【重点避難区域】 ■■町◎◎地区	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××小学校	想定浸水深：最高2m 堤防からの最短距離：150m S〇〇年〇月大雨〇戸浸水
							■■町××地区	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者（別表）	△△中学校	想定浸水深：最高1m 堤防からの最短距離：350m

### 6 避難情報の伝達内容

#### 防災行政無線での避難情報の住民あて伝達文例

##### ① 避難情報の発令予告の伝達文の例

■こちらは、防災〇〇市（町）です。

■〇〇市（町）に台風第〇号が接近する見込みのため、大雨となるおそれがあります。

■そのため、今後の気象状況によっては、避難指示などを発令する可能性があります。

■避難情報は、防災行政無線、市（町）のホームページ、〇〇でお知らせします。

■ハザードマップを確認し、避難経路や避難先をあらかじめ確認しておきましょう。

■避難を始めるタイミングを確認し、避難する時に持ち出すものを準備してください。

■自宅が安全な場所にある方は、停電や断水にした場合に備え、必要な水や食料など、在宅避難の準備をしてください。

■最新の気象情報や、防災行政無線など、市（町）からの情報に注意してください。

- ② 高齢者等避難の伝達文の例（国ガイドライン P104 等参照）
- ③ 避難指示の伝達文の例（国ガイドライン P105 等参照）
- ④ 緊急安全確保の伝達文の例（国ガイドライン P105 等参照）

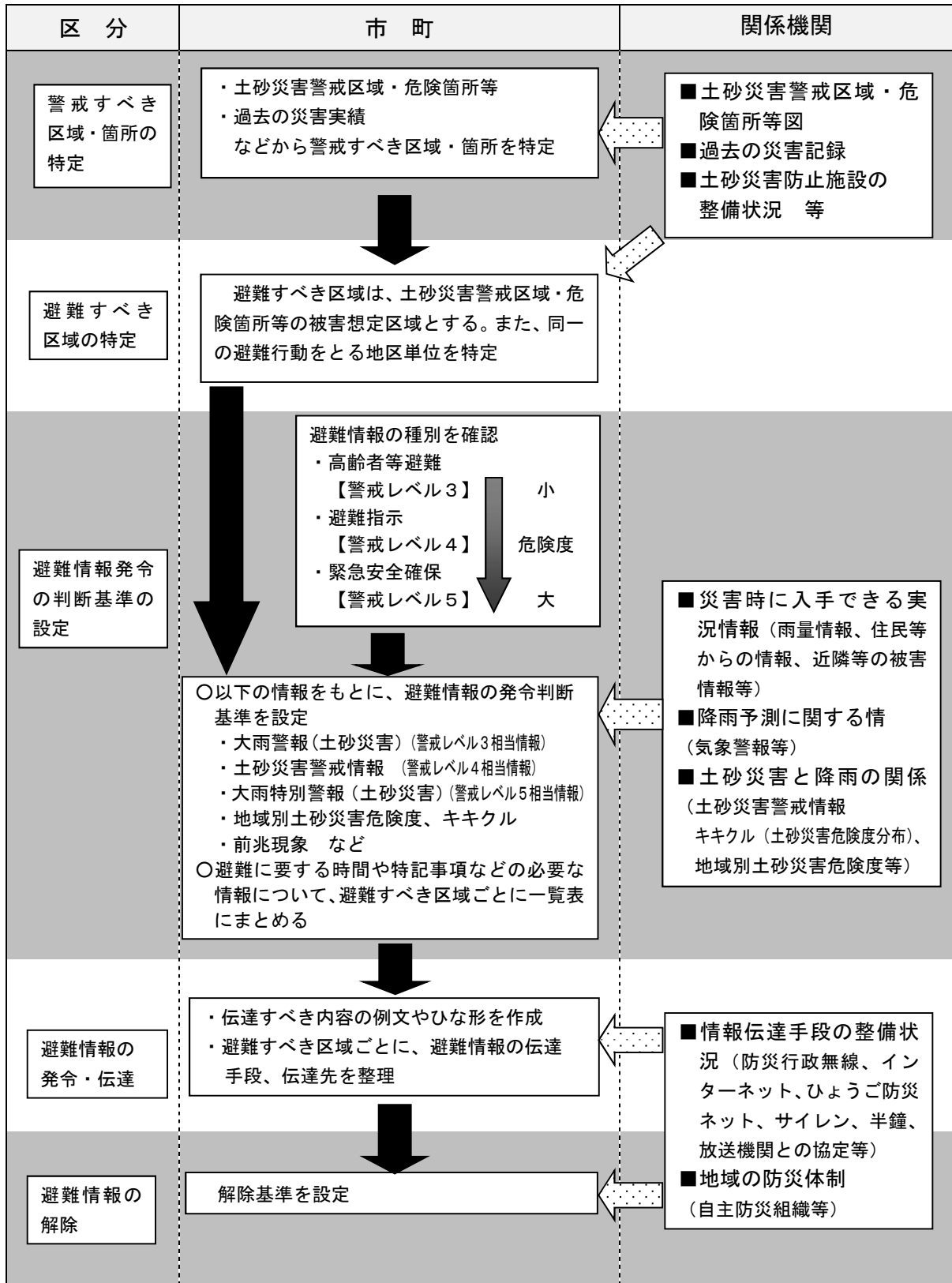
7 避難情報の伝達手段・伝達先

避難を要する区域		発令区分	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保			
伝達先		担当部署	伝達手段	Tel, FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
住民等への伝達	① 防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）					
	② サイレン・半鐘					
	③ 広報車	広報車				
		その他の車両				
	④ 自主防災組織 町内会等	〇〇地区				
	⑤ 福祉関係者	社会福祉協議会				
		〇〇地区民生委員				
		介護保険・障害福祉 サービス事業者				
		障害者団体				
⑥ 避難施設	〇〇公民館					
⑦ インターネット	ホームページ					
	携帯電話サイト					
	IP 告知システム					
⑧ テレビ、ラジオ 等放送機関	テレビ局					
	CATV					
	ラジオ局					
	コミュニティ FM					
⑨ ひょうご防災ネット	登録者					
⑩ 緊急速報メール						
防災関係機関への伝達	⑪ 警察、消防等	警察署				
		消防署				
		消防団				
		その他				
	⑫ 市町関係機関	〇〇学校				
		〇〇センター				
	⑬ 県・国等関係機関	県災害対策課				
県民局・センター 土木事務所						
国土交通省河川事務所						

# 〈 土砂災害編 〉

## 検討手順

市町が、マニュアルを作成するにあたっての検討手順は下図のとおり。



1 警戒すべき区域・箇所の特定（国ガイドライン P78 等を参照）

市町は、土砂災害警戒区域等をもとに、住民の避難が必要な土砂災害の発生を警戒すべき区域・箇所を特定し、表に整理する。

特に警戒すべき区域・箇所は、「土砂災害警戒区域」、「危険箇所等」とするが、土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっていることから、「土砂災害警戒区域」を基本とする。

また、土砂災害防止施設や治山施設の整備状況により災害発生の危険性に違いがあるため、土砂災害の発生しやすい気象条件など、以下の点に関する情報を事前に把握する。

- |  |
|--|
| ① 過去に発生した土砂災害の種類とそのときの降雨状況、被災状況等               |
| ② 砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の土砂災害防止施設や治山施設の整備状況 |

表 1 警戒すべき区域・箇所一覧

区 分		警戒すべき区域・箇所	備 考
土砂災害警戒区域		〇〇市◎◎町××地内	昭和〇年に土砂災害発生 〇〇戸全壊、〇〇戸半壊
危険箇所等	山腹崩壊危険地区	××町〇丁目～ □□町〇丁目	
	崩壊土砂流出危険地区	大字□□字□□地内	
	地すべり危険箇所等	大字△△字△△地内	

※地図を併用し、情報を視覚的に整理することが望ましい。

<参考とすべき情報と入手先>

事 項	代表的な情報	説 明	情報の入手先
土砂災害発生履歴	土砂災害の記録	過去に発生した土砂災害の被災範囲や被害状況・気象状況の記録	近畿地方整備局 県土木事務所 県砂防課 県農林(水産)振興事務所 県治山課 県農村環境室 市町担当課 神戸地方气象台

事 項	代表的な情報	説 明	情報の入手先
土砂災害 想定	土砂災害警戒区 域等の位置図、 区域図及び保全対 象に関する資料	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒 区域等（急傾斜地の崩壊、土石流、 地滑り）を表示した地図及び土砂災害 警戒区域内の人家戸数あるいは世帯数	県土木事務所 県砂防課 市町担当課
	危険箇所等図及び 保全対象に関する 資料	危険箇所等を表示した地図 （被害想定区域を含む）及び想定 被害区域内の人家戸数あるいは 世帯数	
		山腹崩壊危険地区 崩壊土砂流出危険地区 地すべり危険地区 地すべり防止区域 （県治山課所管）	県農林(水産)振興事務所 県治山課 市町担当課
		地すべり危険箇所 （県農地整備課所管）	県農林(水産)振興事務所 県農地整備課 市町担当課
施設整備 状況	砂防関係機関の 施設図	砂防えん堤、急傾斜崩壊防止施 設、地すべり防止施設等の整備 状況を示した地図	近畿地方整備局 県土木事務所 県砂防課
	治山・農地整備 関係機関の施設 図	治山ダム、土留等治山施設、 地すべり防止施設の整備状況等を 示した地図	県農林(水産)振興事務所 県治山課 県農地整備課
その他	洪水浸水想定区域図 高潮浸水想定区域図	浸水想定区域	河川国道事務所 県土木事務所 県総合治水課、県港湾課 市町担当課

(注) 各情報は、情報の入手先の1箇所では全て揃わないことがある

## 2 避難すべき区域の特定

避難すべき区域は、「土砂災害警戒区域」、「危険箇所等の被害想定区域」とするが、警戒すべき区域・箇所と同様、「土砂災害警戒区域」が基本となる。

また、河川等の浸水想定区域、他の土砂災害警戒区域、避難路等の被害による孤立が懸念される箇所のほか、自主防災組織や町内会、避難施設の状況等を勘案して同一の避難行動をとるべき地区単位(避難単位)を特定する。これらにより特定した避難すべき区域について、表に整理する。

土砂災害により災害発生情報を発令する場合にも、避難情報の発令対象区域と同様の、土砂災害が発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を発令対象区域とする。

表2 避難すべき区域一覧

警戒すべき区域・箇所	避難すべき区域 (避難単位)	災害の様相等	特記事項
〇〇地区	大字〇〇字◎◎地内	がけ崩れ、土石流	避難場所までの道が狭小 避難場所までの距離 (最長：600m)
	大字△△字△△地内	土石流	〇〇橋以西、孤立可能性有り 避難場所までの距離 (最長：800m)
■ ■地区	◎◎町〇〇丁目	がけ崩れ、土石流	昭和〇年土石流により〇戸全壊 避難場所までの距離 (最長：1,000m)
△△地区	大字〇〇字〇〇地内	がけ崩れ、土石流	避難場所までの距離 (最長：1,200m)
	大字△△字◎◎地内	土石流	昭和〇年土石流により〇戸全壊 避難場所までの距離 (最長：900m)

※地図を併用し、情報を視覚的に整理することが望ましい

### 3 避難情報発令・解除の判断基準の設定（発令基準例は国ガイドラインP82等参照）

#### (1) 発令・解除のタイミングについての基準の設定

土石流及びがけ崩れについて、市町は、土砂災害に関する避難情報の発令基準を設定する。

「地域別土砂災害危険度」のメッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネークライン図等の提供される情報を活用して、その後の危険度上昇のおそれを把握し、発令の判断材料とすることが必要である。

国ガイドライン(P85等)記載の発令基準のほかに、県が提供する「地域別土砂災害危険度」を用いた発令基準の設定例を示すが、基準の設定にあたっては、住民、特に避難行動要支援者の避難に要する時間を十分に考慮するとともに、実際の発令にあたっては、発令基準をもとに、砂防関係機関や神戸地方気象台等からの情報を確認し、この先短時間の雨量予測や土砂災害警戒区域等の巡視報告等も踏まえて、時機を逃さずに発令する。

地すべりについては、危険性が確認された場合、国や県等による移動量の監視・観測調査結果や助言等を踏まえ、市町は避難情報発令する。

避難情報の発令は、住民の安全を確保するうえで重要な措置である一方、住民の生活や社会活動等への影響が大きいため、災害発生の危険性や降雨の状況等を踏まえて的確に避難指示等の発令解除を行うことができるよう、事前に解除の基準を定めておく必要がある。

## 県が提供する「地域別土砂災害危険度」を用いた避難情報の発令基準例

(発令基準例は国ガイドラインP85等をあわせて参照)

区 分	発 令 基 準
警戒レベル3 高齢者等避難	・「地域別土砂災害危険度」の実況または予測の危険度予測が大雨警報（土砂災害）基準を超過し、かつ、大雨警報（土砂災害）が発表されている場合
警戒レベル4 避難指示	・「地域別土砂災害危険度」の実況または予測の危険度予測が土砂災害警戒基準を超過し、かつ、土砂災害警戒情報が発表されている場合
警戒レベル5 緊急安全確保	・「地域別土砂災害危険度」の実況が土砂災害警戒基準を超過し、かつ、大雨特別警報（土砂災害）が発表されている場合や、周辺地域で土砂災害が発生している場合

### (2) 避難情報の発令区域一覧表の作成

迅速・的確な発令に資するため、避難に要する時間や特記事項等について、避難すべき区域ごとに一覧にできるよう、あらかじめ表に整理する。

避難すべき区域毎に、該当する「キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」、「地域別土砂災害危険度」のメッシュ位置を確認し、紐づけておくことが重要である。なお、メッシュ位置等の詳細情報は、神戸地方気象台、県砂防課で確認できる。

表3 避難情報の発令区域一覧

雨量局名	該当する土砂災害警戒区域や危険箇所等	避難すべき区域(避難情報発令区域)	避難に要する時間		避難情報連絡先	避難所(連絡先)	特記事項
			避難行動要支援者(分)	一般住民(分)			
●●	〇〇警戒区域(急傾斜) (123456789)	〇〇地区	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者・ 避難支援者(別表)	〇〇小学校 (XX-XXX)	土石流・がけ崩れ 昭和〇年土石流発生
	△△警戒区域(急傾斜) (123456790)	△△地区	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××公民館 (XX-XXX)	土石流・地すべり
□□	□□警戒区域(土石流) (223456790)	■●町 〇〇地区	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者・ 避難支援者(別表)	〇〇公民館 (XX-XXX)	〇〇橋以西、 孤立可能性あり
		■●町 △△地区	〇〇分	〇〇分	××福祉センター 自主防災組織会長 民生委員	××体育館 (XX-XXX)	がけ崩れ、土石流 平成〇年がけ崩れ発生
	◇◇危険箇所(土石流)	■●町 字◎◎	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者・ 避難支援者(別表)	△△中学校 (XX-XXX)	〇〇橋周辺、 土砂流出のおそれ



### (3) 発令にあたって確認すべき情報

避難情報の発令にあたっては、その時点での気象や土壌雨量指数、数時間先までの推移についても気象庁HPや「地域別土砂災害危険度」等の具体的な予測情報を確認する必要がある。

#### 【参考情報例】

- ・気象庁（キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、今後の雨など）
- ・フェニックス防災システム（地域別土砂災害危険度）

## 4 避難情報の発令・伝達（具体的な伝達例等は国ガイドラインP104等を参照）

### (1) 避難情報の発令

市町長は、住民の安全を確保するため、空振り（避難情報を発令したにもかかわらず、結果的に避難をするほどの災害が発生しなかった場合）を恐れず、適時適切に避難情報を発令する必要がある。このため、土砂災害の特性、収集した情報等を踏まえつつ、情報を発表した气象台や県砂防課と緊密に情報交換を行い、判断基準に基づき時機を逃さず、避難を要する区域を明確にして、避難情報を発令する。

また、市町長が不在で、かつ、連絡がとれない場合は、直ちに次順位の者が避難情報を発令することができるよう、あらかじめ委任順位を明確にしておく。

また、キキクルや「地域別土砂災害危険度」の予測は累積雨量とその時点から最大2～3時間先までの予測雨量をもとに計算されていることから、3～4時間以上先の状況を勘案したものではないため、短時間に発達する局地的な大雨があった場合、高齢者等避難を発令した後、時間をおかずに避難指示を発令するなど、土砂災害発生への警戒を要する場合もあることを認識する必要がある。

### (2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じて必要な情報を加えるとともに、避難行動をイメージできる情報や現況の危険度合いを示す情報を提供し、住民がとるべき行動を短時間で理解できるよう、できる限り簡潔かつ、わかりやすい言葉で伝達例文を作成しておく。また、事態が切迫している場合は、市町長が避難情報の発令に合わせ防災行政無線で直接的に避難を呼びかけることや、命令口調で呼びかけることも有効である。

#### <基本的な伝達事項>

- ①緊急放送の旨（緊急放送、緊急放送、警戒レベル4！警戒レベル4！等）
- ②発令者（こちらは防災〇〇市（町）です。等）
- ③避難すべき理由（土砂災害が発生するおそれが高まったため、等）
- ④対象地域（〇〇地区の土砂災害警戒区域に対して、等）
- ⑤避難情報の種類（警戒レベル4「避難指示」を発令しました。等）
- ⑥対象者（〇〇地区の土砂災害のおそれがある区域にいる方は、等）
- ⑦避難場所（避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅等に、等）
- ⑧避難の時期・時間（今すぐ避難してください。）
- ⑨住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難して下さい。避難場所等へ

<p>避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や、2階以上の山の斜面とは反対側の部屋に移動するなど身の安全を確保してください。等</p> <p>⑩避難の経路または通行できない経路（避難路の状況を伝える：「国道〇〇号から〇〇の間は通行止めです」、「〇〇地区から〇〇地区間の市道は土砂崩れで通れません。」等）</p> <p>⑪危険の度合い（沢や崖の状況や、発災時期、予想される被災状況などについて：「土砂により沢がせき止められ、水があふれる危険があります」、「〇〇の斜面に亀裂があります」等）</p> <p><b>※避難情報に付け加える避難留意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所へ避難する際は、土砂災害警戒区域及び危険箇所等の被害想定区域内の通過は避けること。</li> <li>・指定緊急避難場所への避難が困難な場合には、命を守るための最低限の行動として、鉄筋コンクリート等の堅固な構造物の2階以上の斜面と反対側の部屋に避難することを心がけること。</li> <li>・高齢者や障害者の生活必需品、病人の医薬品など、指定緊急避難場所ではすぐに調達が難しい身の回りの必需品がある避難者には、避難時に最低限必要なものを用意して避難するよう伝達内容に付け加える必要がある。</li> <li>・マスクの着用、マスク・消毒液等をできるだけ持参して避難するよう呼びかけるなど、感染症対策についても留意する。</li> </ul>
---

### (3) 避難情報の伝達方法

避難情報の確実な住民への伝達と迅速かつ的確な避難行動を図るため、市町は、可能な限り多様な情報伝達手段を組み合わせる必要がある。その際、例えばサイレンや半鐘など広範囲で聞き取りやすい手段の活用や人的ネットワークによる伝達など幅広く検討する。

発令にあたっては、地域特性に応じた複数の手段を組み合わせる伝達することとし、あらかじめ伝達方法を表に整理する。

#### ① 具体的な伝達方法の例

伝達手段	対象
防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）	対象地域の住民全般（サイレン・半鐘との併用は効果的）
サイレン、半鐘	対象地域の住民全般（あらかじめ、吹鳴のパターンを定め住民に伝えておく。）
広報車、消防車両	対象地域の住民全般
ホームページ、SNS	対象地域の住民も含めた不特定多数
テレビ、CATV、ラジオ等 （放送機関へ依頼）	対象地域の住民も含めた不特定多数
ひょうご防災ネット	対象地域の住民も含めた登録者
IP告知システム	対象地域の住民（防災行政無線戸別受信機と同様な使い方ができるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要）
緊急速報メール等 （携帯電話のメール機能を活用）	対象地域の住民のほか、緊急速報メールは観光客など一時滞在者にも有効

(その他)

ア 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ・直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気地域コミュニティ内で醸成しておくことが望ましい。

なお、東日本大震災では消防団員だけでも254人が犠牲となり、近年の風水害においても消防団員、自主防災組織関係者などの犠牲者が生じている。避難の呼びかけにおいても、各自の安全確保を図ることがまず第一であることに十分留意すべきである。

イ 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険・障害福祉サービス事業者、障害者団体、社会福祉施設等の福祉関係者への伝達を行う。

## ② 留意事項

### ア 事前に留意しておくべき事項

- ・防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。
- ・防災行政無線など情報伝達機器については、受信機の電池確認やバックアップ電源の設置を個別に行うなど、災害時の機能維持に留意する必要がある。

### イ 伝達時に留意すべき事項

- ・情報伝達の確実性を高めるため、防災行政無線や広報車のアナウンスは繰り返し発信する。
- ・なお、PUSH型からPULL型に誘導する場合、例えば市町のホームページの活用にあたっては緊急時のアクセス増によりサーバーがダウンしないよう回線増設等の対応の検討や、民間事業者と協定を締結し、災害時のミラーサイトを設置するなど、市町に問い合わせが殺到しないよう工夫する必要がある。
- ・市役所・町役場、支所等でも電話による問い合わせ担当職員を配置する。

### ウ 避難行動要支援者への情報伝達に関する事項

- ・要支援者については、本人はもとより、避難支援者等にも確実に必要な情報を伝達し、迅速に避難支援を行うことが肝要である。
- ・要支援者への情報伝達にあたっては、例えば聴覚障害者には視認できる伝達手段（携帯メール、FAX、インターネット、CATV等）、視覚障害者には音声による伝達手段（防災行政無線、広報車、コミュニティFM等）を活用するなど、それぞれに応じた手段を活用し、確実に情報が伝わるよう、多重の伝達体制を整備する必要がある。
- ・一人ひとりの要支援者に確実に情報を伝達し迅速な避難につなげるため、対象者名簿を整備のうえ、避難支援者や地域の自主防災組織、情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者やホームヘルパー等の人的ネットワークによる伝達体制を構築するほか、筆談による対応を行うなど、地域の実情や対象者の障害特性等に即したきめ細かな取組・配慮が必要である。（「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」等参照）

表4 避難情報の伝達手段・伝達先

避難を要する区域		発令区分	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保			
伝達先		担当部署	伝達手段	Tel, FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
住 民 等 へ の 伝 達	① 防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）					
	② サイレン・半鐘					
	③ 広報車	広報車				
		その他の車両				
	④ 自主防災組織 町内会等	〇〇地区				
	⑤ 福祉関係者	社会福祉協議会				
		〇〇地区民生委員				
		介護保険・障害福祉 サービス事業者				
		障害者団体				
⑥ 避難施設	〇〇公民館					
⑦ インターネット	ホームページ					
	携帯電話サイト					
	IP 告知システム					
⑧ テレビ、ラジオ 等放送機関	テレビ局					
	CATV					
	ラジオ局					
	コミュニティ FM					
⑨ ひょうご防災ネット	登録者					
⑩ 緊急速報メール						
防 災 関 係 機 関 へ の 伝 達	⑪ 警察、消防等	警察署				
		消防署				
		消防団				
		その他				
⑫ 市町関係機関	〇〇学校					
	〇〇センター					
⑬ 県・国等関係機関	県災害対策課					
	県民局・センター 土木事務所					
	国土交通省河川事務所					

◇ 土砂災害に関する避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例

令和〇〇年〇〇月

〇〇市（町）

## 目 次

1	警戒すべき区域・箇所	〇〇
2	避難すべき区域（避難単位）	〇〇
3	避難情報の発令基準	〇〇
4	避難情報の解除基準	〇〇
5	避難情報の発令区域一覧	〇〇
6	避難情報の伝達内容	〇〇
7	避難情報の伝達手段・伝達先	〇〇

1 警戒すべき区域・箇所（国ガイドライン P78 等を参照）

当市町において、土砂災害に関して警戒すべき区域・箇所は次のとおり。

表〇 警戒すべき区域・箇所一覧

区 分		警戒すべき区間・箇所	備 考
土砂災害警戒区域		〇〇市〇〇町××地内	昭和〇年に土砂災害発生 〇〇戸全壊、〇〇戸半壊
危険箇所等	山腹崩壊危険地区	××町〇丁目～ □□町〇丁目	
	崩壊土砂流出危険地区	大字□□字□□地内	
	地すべり危険箇所等	大字△△字△△地内	

2 避難すべき区域（避難単位）（国ガイドライン P78 等を参照）

同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）は以下のとおり。

表〇 避難すべき区域（避難単位）一覧

警戒すべき区域・箇所	避難すべき区域（避難単位）	災害の様相等	特記事項
〇〇地区	大字〇〇字〇〇地内	がけ崩れ、土石流	避難場所までの道が狭小 避難場所までの距離 (最長：600m)
	大字△△字△△地内	土石流	〇〇橋以西、孤立可能性有り 避難場所までの距離 (最長：800m)
■ ■地区	〇〇町〇〇丁目	がけ崩れ、土石流	昭和〇年土石流により〇戸全壊 避難場所までの距離 (最長：1,000m)
△△地区	大字〇〇字〇〇地内	がけ崩れ、土石流	避難場所までの距離 (最長：1,200m)
	大字△△字〇〇地内	土石流	昭和〇年土石流により〇戸全壊 避難場所までの距離 (最長：900m)

### 3 避難情報の発令基準（国ガイドライン P85 等参照）

表〇 土砂災害に関する避難情報の発令基準

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	(国ガイドライン P85 等参照) ・「地域別土砂災害危険度」の実況または予測の危険度予測が大雨警報（土砂市災害）基準を超過し、かつ、大雨警報（土砂災害）が発表されている場合
警戒レベル4 避難指示	(国ガイドライン P86 等参照) ・「地域別土砂災害危険度」の実況または予測の危険度予測が土砂災害警戒基準を超過し、かつ、土砂災害警戒情報が発表されている場合
警戒レベル5 緊急安全確保	(国ガイドライン P87 等参照) ・「地域別土砂災害危険度」の実況が土砂災害警戒基準を超過し、かつ、大雨特別警報（土砂災害）が発表されている場合や、周辺で土砂災害が発生している場合

### 4 避難情報の解除基準（国ガイドライン P101 等参照）

特に土砂災害による被害が発生した地域での避難情報の解除の検討は、国、県の土砂災害の専門家等に助言を求め、応急対策の進捗状況などを踏まえたうえで、同一地区内においても、段階的な避難情報の解除を検討する。

### 5 避難情報の発令区域一覧

表〇 避難情報の発令区域一覧

雨量局名	該当する土砂災害警戒区域や危険箇所等	避難すべき区域 (避難静穏発令区域)	避難に要する時間		避難情報連絡先	避難所 (連絡先)	特記事項
			避難行動要支援者 (分)	一般住民 (分)			
●●	〇〇警戒区域（急傾斜） (123456789)	〇〇地区	〇〇分	〇〇分	区长 要支援者・ 避難支援者（別表）	〇〇小学校 (XX-XXX)	土石流・がけ崩れ 昭和〇年土石流発生
	△△警戒区域（急傾斜） (123456790)	△△地区	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××公民館 (XX-XXX)	土石流・地すべり
□□	□□警戒区域（土石流） (223456790)	■●町 〇〇地区	〇〇分	〇〇分	区长 要支援者・ 避難支援者（別表）	〇〇公民館 (XX-XXX)	〇〇橋以西、 孤立可能性あり
	◇◇危険箇所（土石流）	■●町 字◎◎	〇〇分	〇〇分	区长 要支援者・ 避難支援者（別表）	△△中学校 (XX-XXX)	〇〇橋周辺、 土砂流出のおそれ



## 6 避難情報の伝達内容

### 防災行政無線での避難情報の住民あて伝達文例

#### ① 避難情報の発令予告の伝達文の例

- こちらは、防災〇〇市（町）です。
- 〇〇市（町）に台風第〇号が接近する見込みのため、大雨となるおそれがあります。
- そのため、今後の気象状況によっては、避難指示などを発令する可能性があります。
- 避難情報は、防災行政無線、市（町）のホームページ、〇〇でお知らせします。
- ハザードマップを確認し、避難経路や避難先を確認しておきましょう。
- 避難を始めるタイミングを確認し、避難する時に持ち出すものを準備してください。
- 自宅が安全な場所にある方は、停電や断水にした場合に備え、必要な水や食料など、在宅避難の準備をしてください。
- 最新の気象情報や、防災行政無線など、市（町）からの情報に注意してください。

#### ② 高齢者等避難の伝達文の例（国ガイドライン P106 等参照）

#### ③ 避難指示の伝達文の例（国ガイドライン P107 等参照）

#### ④ 緊急安全確保の伝達文の例（国ガイドライン P107 等参照）

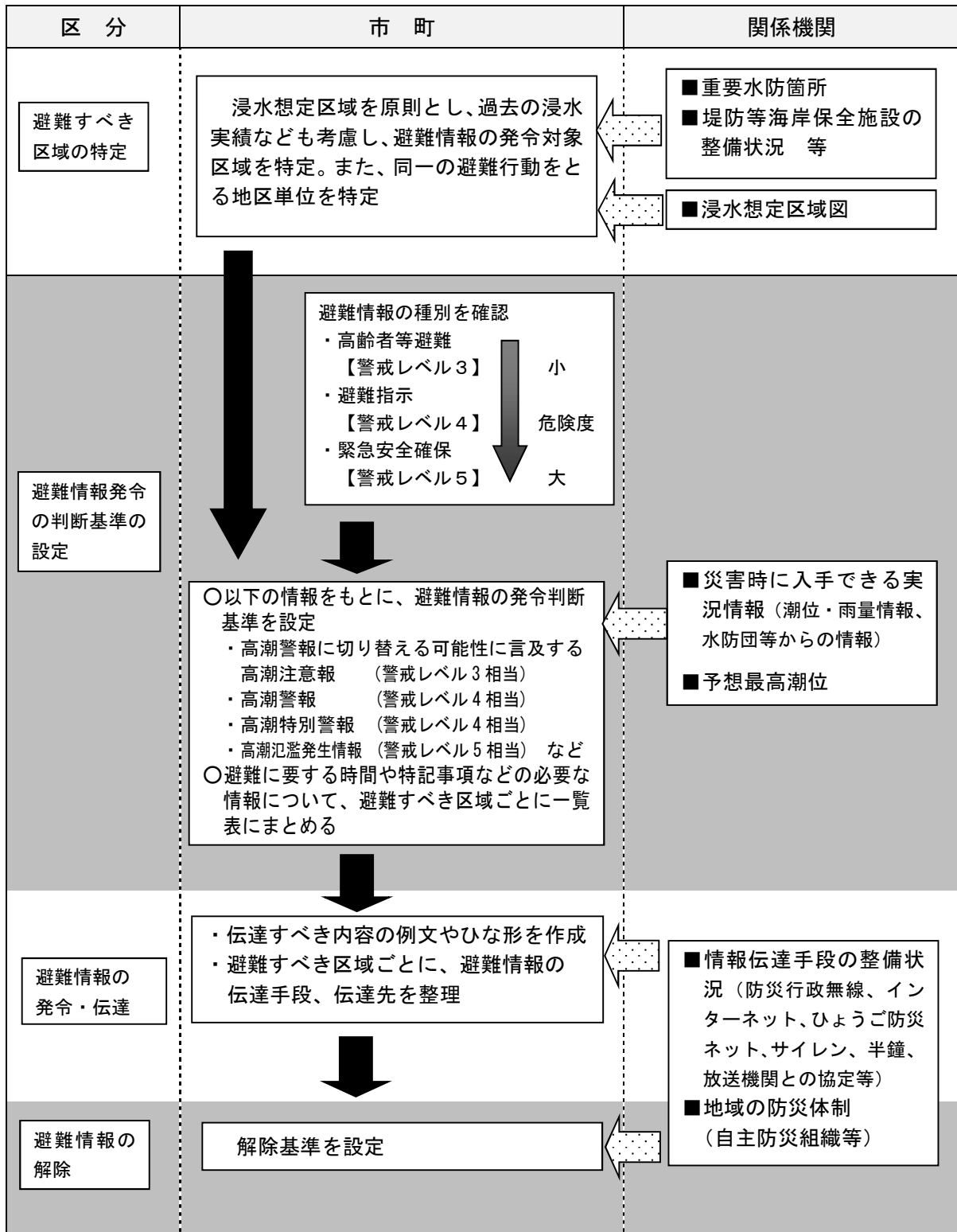
7 避難情報の伝達手段・伝達先

避難を要する区域		発令区分	高齢者等避難、避難指示、 緊急安全確保			
伝達先		担当部署	伝達手段	Tel, FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
住 民 等 へ の 伝 達	① 防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）					
	② サイレン・半鐘					
	③ 広報車	広報車				
		その他の車両				
	④ 自主防災組織 町内会等	〇〇地区				
	⑤ 福祉関係者	社会福祉協議会				
		〇〇地区民生委員				
		介護保険・障害福祉 サービス事業者				
		障害者団体				
⑥ 避難施設	〇〇公民館					
⑦ インターネット	ホームページ					
	携帯電話サイト					
	IP 告知システム					
⑧ テレビ、ラジオ 等放送機関	テレビ局					
	CATV					
	ラジオ局					
	コミュニティ FM					
⑨ ひょうご防災ネット	登録者					
⑩ 緊急速報メール						
防 災 関 係 機 関 へ の 伝 達	⑪ 警察、消防等	警察署				
		消防署				
		消防団				
		その他				
⑫ 市町関係機関	〇〇学校					
	〇〇センター					
⑬ 県・国等関係機関	県災害対策課					
	県民局・センター 土木事務所					
	国土交通省河川事務所					

# 〈 高 潮 編 〉

## 検討手順

市町が、マニュアルを作成するにあたっての検討手順は下図のとおり。



## 1 避難すべき区域の特定（国ガイドライン P89 等を参照）

避難すべき区域を、下記の①、②に留意して設定し、表に整理する。

なお、避難すべき区域は、地区界（町、丁、大字、小字）、学校校区（小学校・中学校）、自主防災組織、町内会等の単位で設定した後、必要に応じて河川、高速道路、大きな道路、鉄道等、住民がわかりやすいものにより区域を定める。

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えること等により、広い範囲で深い浸水等が想定される以下の区域、建物等とし、高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域等を対象とする。

高潮浸水想定区域は、想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではないため、市町は高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるようあらかじめ、気象台、県港湾課等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。

- ・ 浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- ・ 浸水深が概ね3mを超える区域の2階建て家屋
- ・ 氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域  
 ※長期間、浸水範囲内の孤立者が多数発生した場合には、救出や水・食料等の供給が困難となるおそれがあるため、立退き避難を実施
- ・ 地下鉄、地下街、建物の地下部分
- ・ 下水道工事等、地下で作業を行っている場所
- ・ 道路のアンダーパス部分（立退き避難ではないが、立ち入りの注意が必要）

- ② 過去に浸水した実績がある区域（高潮による河川氾濫や内水氾濫を含む）

表1 避難すべき区域一覧

上記に基づき、下表のとおり整理する。

避難すべき区域	災害の様相等	特記事項	危険箇所等
〇〇市●●町■地区	想定浸水深：3.0m以上 堤防からの最短距離：100m	途中に河川の洪水浸水想定区域あり 避難場所までの距離（最長：3,000m）	国道〇号 アンダーパス
〇〇市字〇△地域	想定浸水深：1.0～3.0未満 堤防からの最短距離：500m	避難場所までの距離（最長：2,500m）	
〇〇市△△町△丁目	想定浸水深：0.5～1.0m未満 堤防からの最短距離：200m	避難場所までの道が狭小 避難場所までの距離（最長：800m） 昭和〇〇年〇月台風第〇号時、高潮により浸水	〇〇橋右岸 堤防が低い 区間あり

※ハザードマップ等を併用し、情報を視覚的に整理することが望ましい。

<参考とすべき情報と入手先>

事 項	参考情報	把握事項	情報の入手先
浸水実績	過去に浸水があった区域を表示した浸水実績図	浸水実績区域	近畿地方整備局港湾空港部、 県土木事務所、県港湾課、市町担当課
	被害が発生した際の潮位や気象の状況	潮位、 気象状況	神戸地方气象台、 県港湾課、県水産漁港課
台風情報	台風の強さ等	台風の強さ、 進路	神戸地方气象台
浸水想定	浸水想定区域図	浸水想定区域	県土木事務所、県港湾課、市町担当課
	高潮ハザードマップ	浸水想定区域	市町防災担当課
海岸保全施設	海岸保全施設の状況	重要水防箇所、 堤防整備状況、 水門・樋門の 位置等	河川国道事務所、県土木事務所、 県農林水産振興事務所、県土地改良事務所(センター)、 県港湾課、県水産漁港課、県農地整備課、 市町担当課
内水氾濫	内水氾濫が発生した際の浸水実績や高潮の状況	気象状況、 潮位	神戸地方气象台、市町担当課
その他	洪水浸水想定区域図	浸水想定区域	河川国道事務所、県土木事務所、 県総合治水課、市町担当課

(注) 各情報は、1箇所の手先で全て揃わないことがある

## 2 避難情報発令・解除の判断基準の設定 (発令基準例は国ガイドラインP93等参照)

### (1) 発令・解除タイミングについての基準の設定

基準の設定にあたっては、住民、特に避難行動要支援者の避難に要する時間を十分考慮するとともに、実際の発令にあたっては、基準に基づき時機を逃さず発令する必要がある。

台風等の接近に伴い、暴風や大雨、洪水等の気象警報が発表されるおそれがある場合は、潮位上昇が始まるより前に暴風雨等により、立退き避難が困難となる可能性があることなどから、气象台や海岸管理者など専門家に助言を求めるとともに、今後の気象状況、避難行動の難易度などを踏まえ、安全な状況のうちに立退き避難を完了できるよう、避難情報を速やかに判断、発令することが望ましい。

また、本県では令和4年台風期から運用が開始された「高潮氾濫発生情報」は、「高潮特別警戒水位」に潮位が到達した場合、または、氾濫発生が確認された場合に発表される情報である。台風接近時には潮位が急激に上昇するため、「高潮特別警戒水位」に到達してから短時間で高潮氾濫が発生すると考えられることから、立退き避難に必要な時間を確保できないこと、潮位ではなく波浪による浸水が発生し

ている可能性があること、すでに暴風雨となっていることなどから、「高潮氾濫発生情報」が発表された場合などは、「緊急安全確保」を発令することを速やかに判断、発令する必要がある。

高潮により、広範囲に被害が予想される場合は、避難すべき対象区域が広く、対象人数も多くなり、避難に要する時間が長くなることから、避難情報の発令予告を活用するなど、住民に対して早めの避難行動を促す必要がある。

避難情報の発令は、住民の安全を確保するうえで重要な措置である一方、住民の生活や社会活動等への影響が大きいため、災害発生の危険性や降雨の状況等を踏まえて的確に避難情報の発令解除を行うことができるよう、事前に解除の基準を定めておく必要がある。

## (2) 避難情報の発令区域一覧表の作成

迅速・的確な発令に資するため、水位情報や避難に要する時間等について、避難すべき区域ごとに一覧できるよう、あらかじめ表に整理する。

表2 避難情報の発令区域一覧

避難すべき区域 (避難情報発令区域)	避難に要する時間		避難情報 連絡先	避難所 (連絡先)	特記事項
	避難行動 要支援者 (分)	一般 住民 (分)			
■■市 ○○町全域	○○分	○○分	区長 要支援者・ 避難支援者 (別表)	○○小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：3m以上 堤防からの最短距離：3.5km S〇〇年〇月台風全域浸水
■■市 ○○町全域	○○分	○○分	自主防災組織会長 民生委員	××公民館 (XX-XXX)	想定浸水深：3m以上 堤防からの最短距離：2.0km S〇〇年〇月台風〇戸浸水
■■市 〇□町全域	○○分	○○分	区長 特別養護老人ホーム	△△福祉センター (XX-XXX)	想定浸水深：0.5m以上1m未満 堤防からの最短距離：800m
■■市 〇△町全域	○○分	○○分	自主防災組織会長 民生委員	××小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：0.5m以上1m未満 堤防からの最短距離：500m
■■市 ××町全域	○○分	○○分	区長 要支援者・ 避難支援者 (別表)	△△中学校 (XX-XXX)	想定浸水深：1m以上2m未満 堤防からの最短距離：700m
■■市 ×●町全域	○○分	○○分	自主防災組織会長 民生委員	××小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：1m以上2m未満 堤防からの最短距離：900m

## (3) 発令にあたって確認すべき情報

避難情報の発令にあたっては、その時点での気象や潮位の状況、予想最高潮位等を確認する。

### 【参考情報例】

- ・気象庁（台風情報、府県情報（明示される予想最高潮位）、潮位観測情報など）
- ・フェニックス防災システム（兵庫県海の防災情報）

### 3 避難情報の発令・伝達（具体的な伝達例等は国ガイドラインP104等を参照）

#### （1）避難情報の発令

市町長は、住民の安全を確保するため、空振り（避難情報を発令したにもかかわらず、結果的に避難をするほどの災害が発生しなかった場合）を恐れず、適時適切に避難情報を発令する必要がある。このため、高潮の特性、収集した情報等を踏まえつつ、情報を発表した気象台や海岸管理者等と緊密に情報交換を行い、判断基準に基づき時機を逃さず、避難を要する区域を明確にして、避難情報を発令する。

また、市町長が不在で、かつ、連絡がとれない場合は、直ちに次順位の者が避難情報を発令することができるよう、あらかじめ委任順位を明確しておく。

#### （2）避難情報の伝達内容

避難情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じて必要な情報を加えるとともに、避難行動をイメージできる情報や現況の危険度合いを示す情報を提供し、住民がとるべき行動を短時間で理解できるように、できる限り簡潔かつ、わかりやすい言葉で伝達例文を作成しておく。

また、事態が切迫している場合は、市町長が避難情報の発令に合わせ防災行政無線で直接的に避難を呼びかけることや、命令口調で呼びかけることも有効である。

#### <基本的な伝達事項>

- ①緊急放送の旨（緊急放送、緊急放送、警戒レベル4！警戒レベル4！等）
- ②発令者（こちらは防災〇〇市（町）です。等）
- ③避難すべき理由（台風第〇号により高潮が発生するおそれが高まったため、等）
- ④対象地域（〇〇地区の浸水想定区域に対し、等）
- ⑤避難情報の種類（警戒レベル4「避難指示」を発令しました。等）
- ⑥対象者（〇〇地区の浸水想定区域にいる方は、  
ハザードマップを確認し、浸水のおそれのある区域にいる方は、等）
- ⑦避難場所（避難場所や安全な場所にある親戚・知人宅等に、等）
- ⑧避難の時期・時間（今すぐ避難してください。等）
- ⑨住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難してください。避難が困難な場合は、自宅や近くの安全な建物の少しでも浸水しにくい高い場所へ避難してください。等）
- ⑩避難の経路または通行できない経路（避難路の状況を伝える：「国道〇〇号から〇〇の間は通行止めです」、「〇〇地区から〇〇地区間の市道は土砂崩れで通れません。」等）
- ⑪危険の度合い（道路や浸水等の状況や、発災時期、予想される被災状況などについて「非常に強い台風が接近しており、これまでに経験したことがない高潮被害が発生する可能性があります」、「2時間後には国道〇号より海側は冠水するおそれがあります」、「〇〇地区において既に浸水が発生しています」等）



### ※避難情報に付け加える留意事項

- ・指定緊急避難場所へ避難する際は、水害の発生が想定される箇所など危険な箇所の通過は避けること。
- ・夜間における豪雨や短時間での強雨など指定緊急避難場所への避難が困難な場合には、命を守るための最低限の行動として、鉄筋コンクリート等の堅固な構造物の2階以上に避難することを心がけること。
- ・高齢者や障害者の生活必需品、病人の医薬品など、指定緊急避難場所ではすぐに調達が難しい身の回りの必需品がある避難者には、避難時に最低限必要なものを用意して避難するよう伝達内容に付け加える必要がある。
- ・マスクの着用、マスク・消毒液等をできるだけ持参して避難するよう呼びかけるなど、感染症対策についても留意する。

### (3) 避難情報の伝達方法

避難情報の確実な住民への伝達と迅速かつ的確な避難行動を図るため、市町は、可能な限り多様な情報伝達手段を組み合わせる必要がある。その際、例えばサイレンや半鐘など広範囲で聞き取りやすい手段の活用や人的ネットワークによる伝達など幅広く検討する。

発令にあたっては、地域特性に応じた複数の手段を組み合わせることで伝達することとし、あらかじめ伝達方法を表に整理する。

#### ① 具体的な伝達方法の例

伝達手段	対象
防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）	対象地域の住民全般（サイレン・半鐘との併用は効果的）
サイレン、半鐘	対象地域の住民全般（あらかじめ、吹鳴のパターンを定め住民に伝えておく。）
広報車、消防車両	対象地域の住民全般
ホームページ、SNS	対象地域の住民も含めた不特定多数
テレビ、CATV、ラジオ等 （放送機関へ依頼）	対象地域の住民も含めた不特定多数
ひょうご防災ネット	対象地域の住民も含めた登録者
IP告知システム	対象地域の住民（防災行政無線戸別受信機と同様な使い方ができるが、有線設備を利用しているため、断線対策、停電対策が必要）
緊急速報メール等 （携帯電話のメール機能を活用）	対象地域の住民のほか、緊急速報メールは観光客など一時滞在者にも有効

(その他)

ア 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ・直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気や地域コミュニティ内で醸成しておくことが望ましい。

なお、東日本大震災では消防団員だけでも254人が犠牲となり、近年の風水害においても消防団員、自主防災組織関係者などの犠牲者が生じている。避難の呼びかけにおいても、各自の安全確保を図ることがまず第一であることに十分留意すべきである。

イ 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険・障害福祉サービス事業者、障害者団体、社会福祉施設等の福祉関係者への伝達を行う。

## ② 留意事項

### ア 事前に留意しておくべき事項

- ・防災情報の伝達は、共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。
- ・防災行政無線など情報伝達機器については、受信機の電池確認やバックアップ電源の設置を個別に行うなど、災害時の機能維持に留意する必要がある。

### イ 伝達時に留意すべき事項

- ・情報伝達の確実性を高めるため、防災行政無線や広報車のアナウンスは繰り返し発信する。
- ・なお、PUSH型からPULL型に誘導する場合、例えば市町のホームページの活用にあたっては、緊急時のアクセス増によりサーバーがダウンしないよう回線増設等の対応の検討や、民間事業者と協定を締結し、災害時のミラーサイトを設置するなど、市町に問い合わせが殺到しないよう工夫する必要がある。
- ・市役所・町役場、支所等でも電話による問い合わせ担当職員を配置する。

### ウ 避難行動要支援者への情報伝達に関する事項

- ・要支援者については、本人はもとより、避難支援者等にも確実に必要な情報を伝達し、迅速に避難支援を行うことが肝要である。
- ・要支援者への情報伝達にあたっては、例えば聴覚障害者には視認できる伝達手段（携帯メール、FAX、インターネット、CATV等）、視覚障害者には音声による伝達手段（防災行政無線、広報車、コミュニティFM等）を活用するなど、それぞれに応じた手段を活用し、確実に情報が伝わるよう、多重の伝達体制を整備する必要がある。
- ・一人ひとりの要支援者に確実に情報を伝達し迅速な避難につなげるため、対象者名簿を整備のうえ、避難支援者や地域の自主防災組織、情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者やホームヘルパー等の人的ネットワークによる伝達体制を構築するほか、筆談による対応を行うなど、地域の実情や対象者の障害特性等に即したきめ細かな取組・配慮が必要である。（「兵庫県災害時における要配慮者支援指針」等参照）

表3 避難情報の伝達手段・伝達先

避難を要する区域		発令区分	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保			
伝達先		担当部署	伝達手段	Tel, FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
住民等への伝達	① 防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）					
	② サイレン・半鐘					
	③ 広報車	広報車				
		その他の車両				
	④ 自主防災組織 町内会等	〇〇地区				
	⑤ 福祉関係者	社会福祉協議会				
		〇〇地区民生委員				
		介護保険・障害福祉 サービス事業者				
		障害者団体				
⑥ 避難施設	〇〇公民館					
⑦ インターネット	ホームページ					
	携帯電話サイト					
	IP 告知システム					
⑧ テレビ、ラジオ 等放送機関	テレビ局					
	CATV					
	ラジオ局					
	コミュニティ FM					
⑨ ひょうご防災ネット	登録者					
⑩ 緊急速報メール						
防災関係機関への伝達	⑪ 警察、消防等	警察署				
		消防署				
		消防団				
		その他				
⑫ 市町関係機関	〇〇学校					
	〇〇センター					
⑬ 県・国等関係機関	県災害対策課					
	県民局・センター 土木事務所					
	国土交通省河川事務所					

◇ 高潮に関する避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例

令和〇〇年〇〇月

〇〇市（町）

## 目 次

1	避難すべき区域（避難単位）	〇〇
2	避難情報の発令基準	〇〇
3	避難情報の解除基準	〇〇
4	避難情報の発令区域一覧	〇〇
5	避難情報の伝達内容	〇〇
6	避難情報の伝達手段・伝達先	〇〇

## 1 避難すべき区域（避難単位）（国ガイドラインP89等参照）

同一の避難行動をとるべき地区単位（避難単位）は以下のとおり。

表〇 避難すべき区域一覧

避難すべき区域	災害の様相等	特記事項	危険箇所等
〇〇市●●町■地区	想定浸水深：3.0m以上 堤防からの最短距離：100m	途中に河川の洪水浸水想定区域あり 避難場所までの距離（最長：3,000m）	国道〇号 アンダーパス
〇〇市字〇△地域	想定浸水深：1.0～3.0未満 堤防からの最短距離：500m	避難場所までの距離（最長：2,500m）	
〇〇市△△町△丁目	想定浸水深：0.5～1.0m未満 堤防からの最短距離：200m	避難場所までの道が狭小 避難場所までの距離（最長：800m） 昭和〇〇年〇月台風第〇号時、高潮により浸水	〇〇橋右岸 堤防が低い 区間あり

## 2 避難情報の発令基準（国ガイドラインP93等参照）

台風等の接近に伴う暴風雨により、立退き避難が困難となるタイミングよりも前に、避難を完了する必要があることから、設定した基準よりも前もって発表するなど柔軟な運用を行う必要がある。そのため、高潮警報や潮位の状況以外に暴風雨に留意した基準を設定しておくことが有効である。

## 3 避難情報の解除基準（国ガイドラインP101等参照）

## 4 避難情報の発令区域一覧

表〇 避難情報の発令区域一覧

避難すべき区域 (避難情報発令区域)	避難に要する時間		避難情報 連絡先	避難所 (連絡先)	特記事項
	避難行動 要支援者 (分)	一般 住民 (分)			
■市 〇〇町全域	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者・ 避難支援者（別表）	〇〇小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：3m以上 堤防からの最短距離：3.5km S〇〇年〇月台風全域浸水
■市 〇〇町全域	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××公民館 (XX-XXX)	想定浸水深：3m以上 堤防からの最短距離：2.0km S〇〇年〇月台風〇戸浸水
■市 〇〇町全域	〇〇分	〇〇分	区長 特別養護老人ホーム	△△福祉センター (XX-XXX)	想定浸水深：0.5m以上1m未満 堤防からの最短距離：800m
■市 〇△町全域	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：0.5m以上1m未満 堤防からの最短距離：500m
■市 ××町全域	〇〇分	〇〇分	区長 要支援者・ 避難支援者（別表）	△△中学校 (XX-XXX)	想定浸水深：1m以上2m未満 堤防からの最短距離：700m
■市 ×●町全域	〇〇分	〇〇分	自主防災組織会長 民生委員	××小学校 (XX-XXX)	想定浸水深：1m以上2m未満 堤防からの最短距離：900m

## 5 避難情報の伝達内容

### 防災行政無線での避難情報の住民あて伝達文例

#### ① 避難情報の発令予告の伝達文の例

- こちらは、防災〇〇市（町）です。
- 〇〇市（町）に台風第〇号が接近する見込みのため、大雨、高潮となるおそれがあります。
- 今後の気象状況によっては、避難指示などを発令する可能性があります。
- 避難情報は、防災行政無線、市（町）のホームページ、〇〇でお知らせします。
- ハザードマップを確認し、避難経路や避難先を確認しておきましょう。
- 避難を始めるタイミングを確認し、避難する時に持ち出すものを準備してください。
- 自宅が安全な場所にある方は、停電や断水にした場合に備え、必要な水や食料など、在宅避難の準備をしてください。
- 最新の気象情報や、防災行政無線など、市（町）からの情報に注意してください。

② 高齢者等避難の伝達文の例（国ガイドライン P108 等参照）

③ 避難指示の伝達文の例（国ガイドライン P108 等参照）

④ 緊急安全確保の伝達文の例（国ガイドライン P109 等参照）

6 避難情報の伝達手段・伝達先

避難を要する区域		発令区分	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保			
伝達先		担当部署	伝達手段	Tel, FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
住民等への伝達	① 防災行政無線（同報系） （屋外拡声器、戸別受信機）					
	② サイレン・半鐘					
	③ 広報車	広報車				
		その他の車両				
	④ 自主防災組織 町内会等	〇〇地区				
	⑤ 福祉関係者	社会福祉協議会				
		〇〇地区民生委員				
		介護保険・障害福祉サービス事業者				
		障害者団体				
⑥ 避難施設	〇〇公民館					
⑦ インターネット	ホームページ					
	携帯電話サイト					
	IP 告知システム					
⑧ テレビ、ラジオ等放送機関	テレビ局					
	CATV					
	ラジオ局					
	コミュニティ FM					
⑨ ひょうご防災ネット	登録者					
⑩ 緊急速報メール						
防災関係機関への伝達	⑪ 警察、消防等	警察署				
		消防署				
		消防団				
		その他				
	⑫ 市町関係機関	〇〇学校				
		〇〇センター				
	⑬ 県・国等関係機関	県災害対策課				
		県民局・センター 土木事務所				
		国土交通省河川事務所				